

運輸事業者の安全管理体制の確保に向けた 大臣官房運輸安全監理官室におけるこれまでの取組とその効果

<これまでの取組>

- 1．運輸安全マネジメント評価の実施
- 2．運輸事業の安全に関するシンポジウムの開催
- 3．運輸安全マネジメントセミナーの開催
- 4．運輸安全マネジメント制度に係る各種ガイドラインの作成
- 5．運輸安全マネジメント制度の解説ビデオの作成
- 6．メルマガ「運輸安全」の配信
- 7．運輸安全取組事例の整理・公表

<これまでの効果>

- 1．運輸事業者の運輸安全取組の実施率の向上
- 2．大手事業者と中小事業者の運輸安全取組の実施率
- 3．運輸事業者の安全意識の向上

<これまでの取組>

1. 運輸安全マネジメント評価の実施

(1) 運輸安全マネジメント評価の対象事業者

運輸安全マネジメント評価の対象事業者は、安全管理規程の作成等が義務付けられている全ての運輸事業者であり、そのうち本省では社会的影響の大きな大手事業者を、地方運輸局では中小事業者を主に対象としている。

評価対象事業者数(平成23年4月1日時点 5,510社)

		鉄道	自動車	海運	航空	計
本省		32	43	35	67	177
地方局	北海道	93	11	169		273
	東北	129	17	246		392
	北陸信越	163	13	204		380
	関東	89	112	678		879
	中部	73	45	291		409
	近畿	68	41	251		360
	神戸			190		190
	中国	48	21	356		425
	四国	17	8	366		391
	九州	37	31	1,316		1,384
	沖縄	1	3	246		250
	小計	718	302	4,313		5,333
合計		750	345	4,348	67	5,510

(2) 運輸安全マネジメント評価の実施回数

本省は、大手事業者に対して、その社会的影響の大きさに鑑み1事業者につき毎年1回を目途に評価を実施してきており、平成23年3月時点で1事業者につき合計3~5回の評価を実施したところである。他方、地方運輸局は、中小事業者に対して、ようやく約半数の事業者に1回目の評価を行ったところであり、未だ全ての事業者に1回目の評価を実施できていない。

評価実施回数（平成18年10月～平成23年3月末 計3,848回実施）

		鉄道	自動車	海運	航空	計
本省		192	168	119	78	557
地方局	北海道	66	17	103		186
	東北	63	34	87		184
	北陸信越	109	13	78		200
	関東	78	102	454		634
	中部	59	56	193		308
	近畿	55	51	173		279
	神戸			116		116
	中国	48	23	221		292
	四国	21	12	223		256
	九州	32	31	652		715
	沖縄	1	4	116		121
小計		532	343	2,416		3,291
合計		724	511	2,535	78	3,848

2. 運輸事業の安全に関するシンポジウムの開催

輸送の安全性の向上に関する議論を深めるため、平成18年より毎年度、「運輸事業の安全に関するシンポジウム」を開催している。

	日時	テーマ	基調講演等	パネルディスカッション登壇者	来場者数	会場
第1回	平成18年9月5日	運輸安全マネジメント制度の周知	高 嶽（麗澤大学教授） 「公共交通等の安全確保に向けて ～「信認」とコンプライアンス～」 芳賀 繁（立教大学教授） 「公共交通等の安全確保に向けて ～ヒューマンエラー防止の観点から～」	高 信彦（ジャーナリスト） 高 嶽（麗澤大学教授） 芳賀 繁（立教大学教授） 全日本空輸㈱ 佐川急便㈱ 東日本旅客鉄道㈱ 運輸安全政策審議官	約800人	第一生命ホール （東京都中央区）
第2回	平成20年3月5日	運輸安全マネジメント制度の周知	小松原 明哲（早稲田大学教授） 「ヒューマンエラーへの手当て」 中條 武志（中央大学教授） 「交通機関におけるヒューマンエラーの 防止と運輸安全マネジメントの役割」	池上 彰（ジャーナリスト） 小松原 明哲（早稲田大学教授） 中條 武志（中央大学教授） 小田急電鉄㈱ 関西汽船㈱ 日本梱包運輸倉庫㈱ 運輸安全監理官	約1,400人	メルパルクホール （東京都港区）
第3回	平成20年12月1日	運輸安全マネジメント制度の周知	高野 研一（慶應義塾大学教授） 「事故防止に向けた安全文化 ～組織としての対応戦略～」	池上 彰（ジャーナリスト） 高野 研一（慶應義塾大学教授） 東京急行電鉄㈱ 神奈川中央交通㈱ JR九州高速船㈱ 日本航空インテグリティ㈱ 運輸安全政策審議官	約1,200人	メルパルクホール （東京都港区）
第4回	平成21年11月26日	現場の力：現場のレベルアップが高める運輸の安全	濱口 哲也（東京大学特任教授） 「リスクマネジメントのための失敗学 ～再発防止と未然防止～」	池上 彰（ジャーナリスト） 濱口 哲也（東京大学特任教授） 東日本旅客鉄道㈱ ヤマト運輸㈱ 運輸安全政策審議官	約1,200人	ゆうぼうとホール （東京都品川区）
第5回	平成22年12月1日	現場と経営管理部門のコミュニケーション	岡田 有策（慶應義塾大学教授） 「組織における安全管理活動に対する管理 者と従業員の意識・理解のずれ」	酒井 ゆきえ（フリーアナウンサー） 岡田 有策（慶應義塾大学教授） 全日本空輸㈱ 神戸電鉄㈱ 運輸安全政策審議官	約1,100人	ティアラこうとう （東京都江東区）
第6回	平成23年11月28日	ほめる文化としかる文化	太田 肇（同志社大学） 「認めることで"やる気"を引きだす」 特別講演 村山 洋一（日本貨物鉄道 株式会社専務取締役ロジスティクス本部 長） 「東日本大震災時の対応について」	木場 弘子（キャスター・千葉大学教育 学部特命教授） 太田 肇（同志社大学） 日本交通㈱ オーシャントランス㈱ 危機管理・運輸安全政策審議官	約1,300人	ゆうぼうとホール （東京都品川区）

3．運輸安全マネジメントセミナーの開催

運輸安全マネジメント評価を受けた運輸事業者から要望が多かった運輸安全マネジメント制度の理解を深めるためのセミナーについて、平成20年8月から、安全管理体制に係る実務の担当者等を対象に開催している。このセミナーは、「運輸事業者における安全管理の進め方に係るガイドライン」、「内部監査」、「リスク管理」の3テーマについて、少人数制により国土交通本省で毎月開催している。平成23年9月現在で115回開催し、延べ1,130人が受講したところ。



また、平成21年からは、地方運輸局においてもこれらのセミナーを不定期に開催している。平成23年9月現在で15回開催し、延べ3,743人の方が受講したところ。

4．運輸安全マネジメント制度に係る各種ガイドラインの作成

各事業法の規定に基づき事業者が作成する安全管理規程に記載する項目とその考え方を示す冊子や、多くの運輸事業者が苦慮しているリスク管理、内部監査及びマネジメントレビューの手法について解説した冊子を作成し、ホームページに公表しています。



運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン

鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方

小規模海運事業者における安全管理の進め方

安全管理体制に係る「内部監査」の理解を深めるために

安全管理体制に係る「マネジメントレビューと継続的改善」の理解を深めるために

事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方（自動車モード編及び海運モード編）

7. 運輸安全取組事例の整理・公表

運輸安全マネジメント評価等を通じて知り得た運輸安全情報の中で、事業者における安全性が向上した事例、取組に苦勞された事例等を国土交通省ホームページで公表している。また、更なる運輸安全取組事例の情報発信の充実を図るため、当該取組事例に関する運用を拡大し、平成 22 年 6 月から運輸事業者からの取組事例の投稿を常時受け付けることとし、平成 23 年 10 月現在で 85 事例を掲載している。



業 種	バス事業者(乗務員)・バス
取組分野	乗務員
テーマ	乗務員研修(サードマップの活用)
取組の狙い	送迎送迎等の運転時の注意事項を乗務員にわかりやすく周知
取組の内容	<p>1. 東京都交通局では、江戸川自動車営業所で採用したサードマップ(以下)に高付る確率的な危険箇所が掲載された地図(以下)について水早風降を回り、営業業務で研修に所収しました。</p> <p>2. 各営業所では、このサードマップの高付る乗務員への提供による確率的な危険性を把握させ、乗務員予習し乗務員の安全確保の上で実務に活用しています。</p> <p>①乗務員への提供 ②乗務員の研修(乗務員、送迎、乗務員) ③乗務員に対する乗務員への注意が必要(乗務員) ④乗務員に対する乗務員への注意が必要(乗務員)</p>
取組の成果	<p>▲江戸川自動車営業所(乗務員) ▲江戸川自動車営業所(乗務員)</p> <p>乗務員数の増大に伴って江戸川営業所の乗務員は、乗務員研修して減少し、サードマップの活用もこれに伴い、21年と比較して減少し、乗務員研修は25件、乗務員研修は16件、乗務員研修は16件</p>
事業番号	東京都交通局(江戸川自動車営業所) [郵便番号: 100-0001] [電話番号: 03-3581-XXXX]

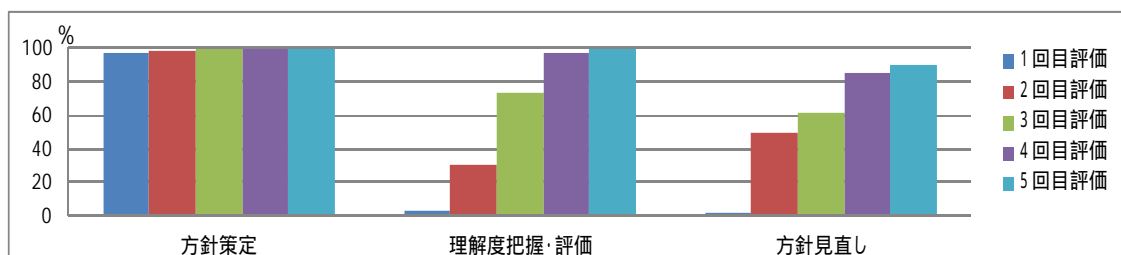
<これまでの効果>

1. 運輸事業者の運輸安全取組の実施率の向上

運輸安全監理官室による運輸安全マネジメント評価の対象となっている約 130 事業者（以下「大手事業者」という。）について、平成 18 年 10 月の運輸安全マネジメント制度導入以降、この 5 年間で実施した評価を通じて、以下のような傾向が見られる。

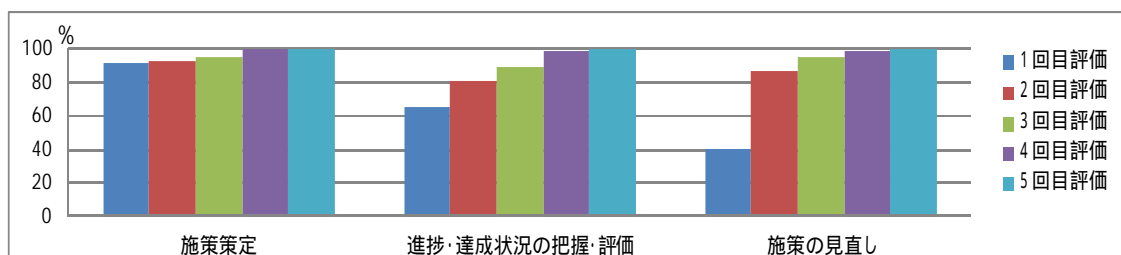
安全方針

安全に係る方針は、ほとんどの事業者において制度導入以前から作成されているが、制度導入以降では、社員の安全方針に関する理解度の把握・評価、定期的な内容の見直し等安全方針の実効性を高めるための取組が行われてきている。



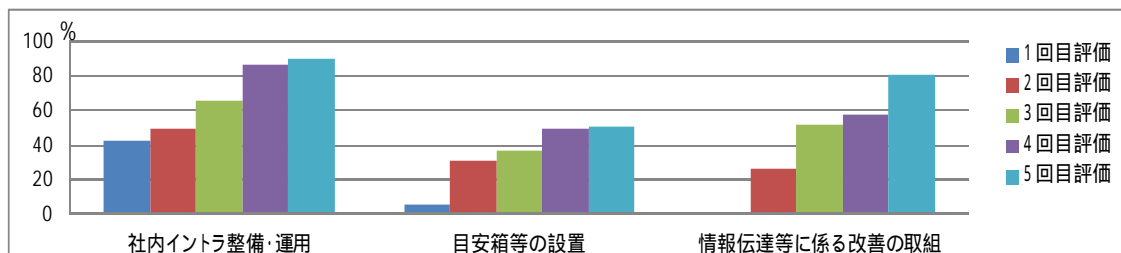
安全重点施策

安全重点施策（目標・取組計画）は、ほとんどの事業者において制度導入以前から作成されているが、制度導入以降では、施策の進捗・達成状況の把握・評価、定期的な施策の見直し等安全重点施策の実効性を高めるための取組が行われてきている。



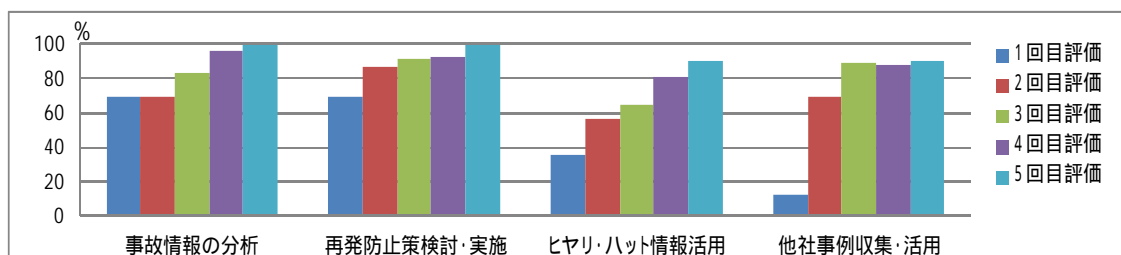
情報伝達・コミュニケーション

制度導入後、組織内の横断的・縦断的な輸送の安全に係る情報伝達・コミュニケーションの充実に向けた取組が行われてきている。



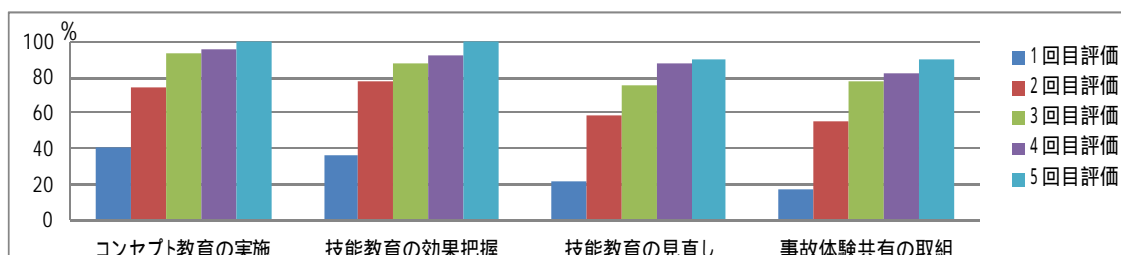
事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用

事故情報の収集・分析は、制度導入以前から行われているが、制度導入以降では、それを再発防止に活用する取組が進んできている。また、ヒヤリ・ハット情報を収集し、それを未然防止に活用する取組、他社事例を自社の安全対策に活用する取組等も進んできている。



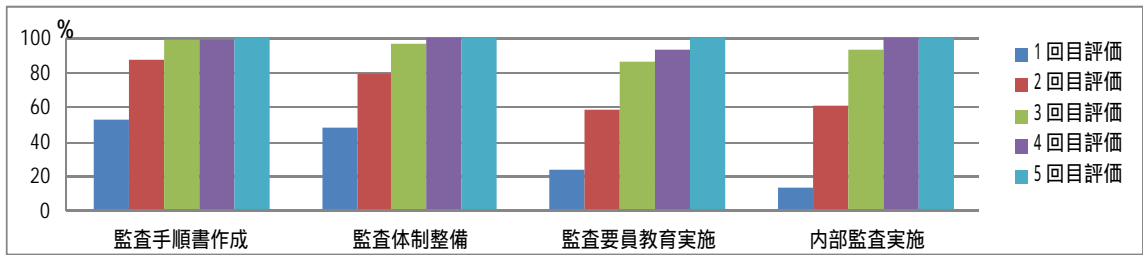
教育・訓練

制度導入後、制度のコンセプトの理解を深めるための教育・訓練が実施されてきており、技能教育の効果把握や見直しの取組が進んできている。また、過去発生した事故体験共有の取組も進んできている。



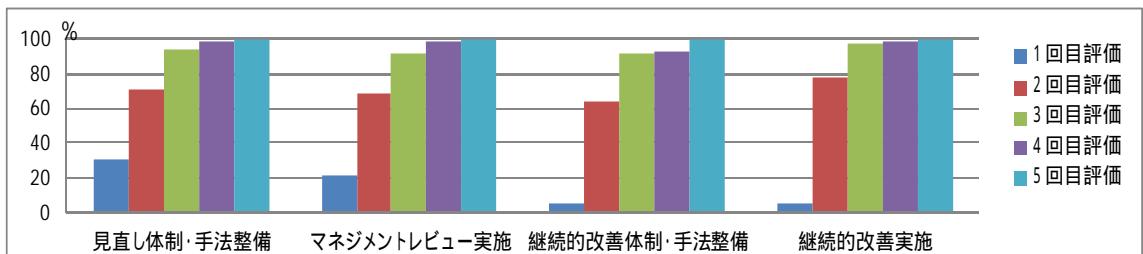
内部監査

安全管理体制に係る内部監査は、制度導入当初、ほとんどの事業者で実施されていなかったが、現在はほとんどの事業者で実施されており、また、監査要員に対する教育等の取組も実施されている。



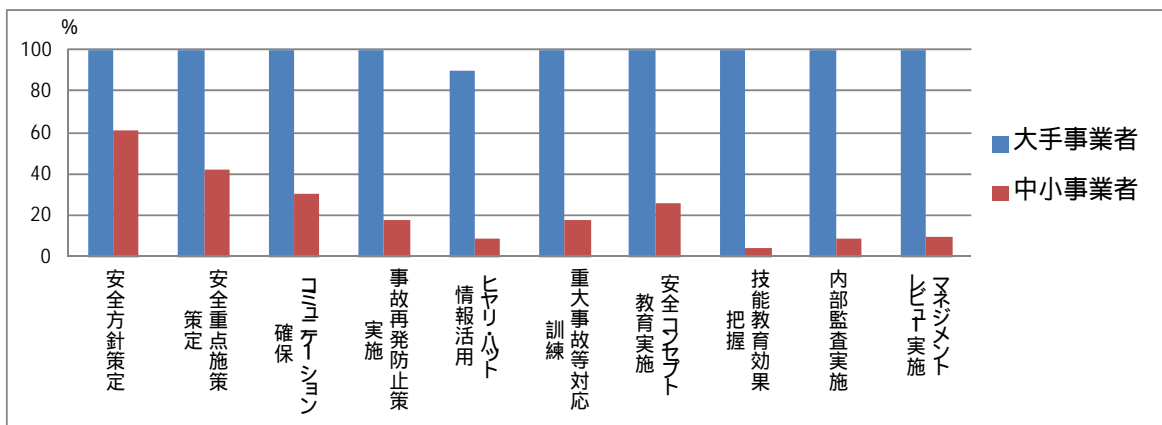
マネジメントレビュー・継続的改善

マネジメントレビュー・継続的改善については、制度導入当初、ほとんどの事業者で実施されていなかったが、現在はほとんどの事業者で実施されている。



2. 大手事業者と中小事業者の運輸安全取組の実施率

大手事業者と中小事業者の運輸安全取組の実施率を比較してみると、中小事業者は全般的に取組の実施率が低くなっている。



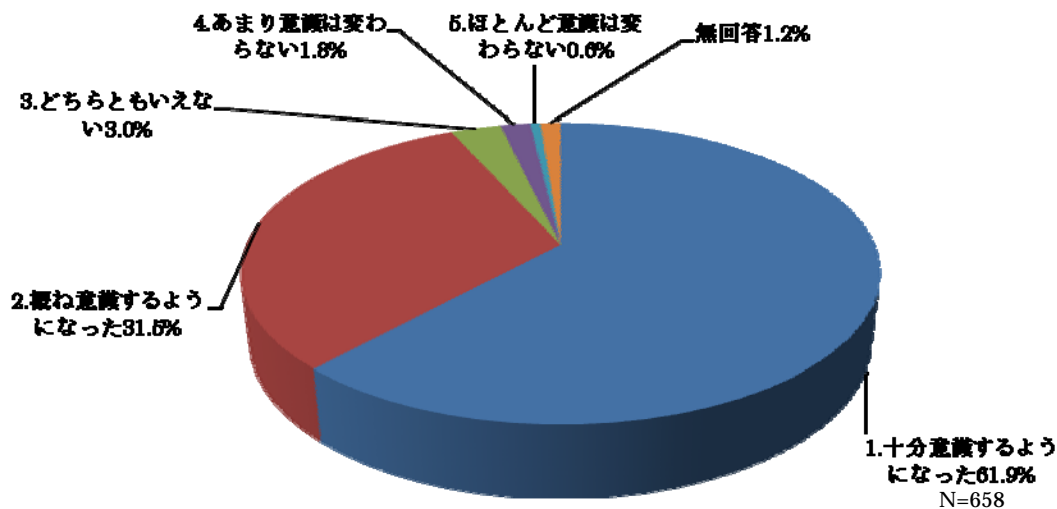
大手事業者は5回目の評価実績、中小事業者は1回目の評価実績を集計している。

3. 運輸事業者の安全意識の向上

運輸安全マネジメント評価を実施した運輸事業者（平成21年6月時点、個人事業者を除く）986社に対し、平成21年度にアンケート調査を実施した結果を以下に示す。

(1) 安全に関する意識の変化

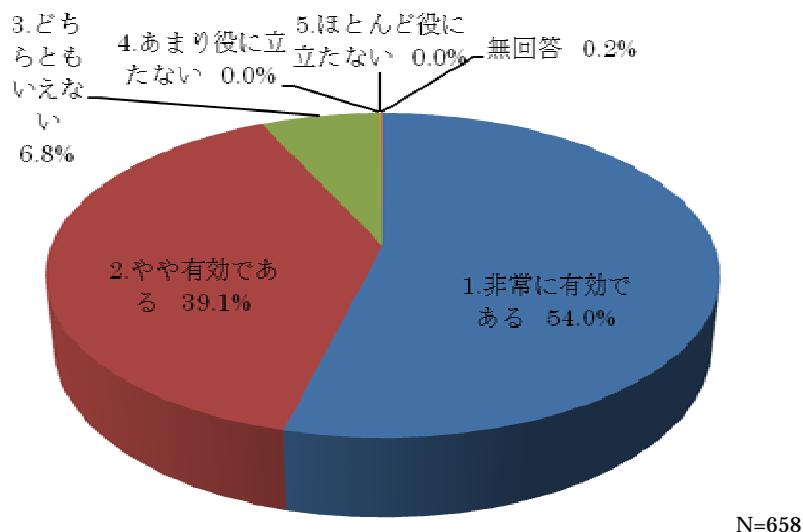
「運輸安全マネジメント評価の開始以降、会社として意思決定や業務運営を行う際、導入前と比べ、より安全を意識するようになりましたか」との質問に対して、93.4%が安全を意識するようになったと回答した。



回答結果（項目毎の回答数を総回答事業者数で除した割合）

(2) 運輸安全マネジメント評価の有効性

「運輸安全マネジメント評価は、貴社の輸送の安全確保のために有効だと思いますか」との質問に対して、93.1%が「運輸安全マネジメント評価は有効である」と回答した。



回答結果（項目毎の回答数を総回答事業者数で除した割合）